

(A4)

(様式第一号)

届 出 書

平成 年 月 日

知事
市田町町長 殿

カガサ

発注者又は自主施工者の氏名(法人にあっては代表者又は名称及び代表者の氏名) _____ 印
(郵便番号 _____) 電話番号 _____

住所 _____
(郵便番号 _____) 電話番号 _____

住所 _____

建設工事に関する資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届出ます。

1. 工事の概要 記

①工事の名称 _____

②工事の場所 _____

③工事の種類及び規模 _____

☐ 建築物に係る解体工事 用途 _____、階数 _____、工事対象床面積の合計 _____ m²

☐ 建築物に係る新築又は増築の工事 用途 _____、階数 _____、工事対象床面積の合計 _____ m²

☐ 建築物に係る新築工事等であつて新築又は増築の工事に該当しないもの

用途 _____、階数 _____、請代代金 _____ 万円

☐ 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請代代金 _____ 万円

☐ 請負・自主施工の別: ☐ 請負 ☐ 自主施工

2. 元請業者(請負契約により行ない自ら施工する場合は記載不要)

①氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) _____

(郵便番号 _____) 電話番号 _____

②住所 _____

③許可番号(登録番号) _____

☐ 建設業の場合

建設業許可 _____ ☐ 大臣 ☐ 知事 _____ 号 (_____ 工事業)

主任技術者(監理技術者)氏名 _____

☐ 解体工事業の場合

解体工事業登録 _____ 知事 _____ 号

技術管理者氏名 _____

3. 対象建設工事の元請業者から法第13条第1項の規定による説明を受けた年月日
(請負契約により行ない自ら施工する場合は記載不要)

平成 年 月 日

4. 分別解体等の計画等

建築物に係る解体工事については別表1

建築物に係る新築工事等については別表2

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3

により記載すること。

5. 工程の概要

(できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「形式のとおり」と記載し、別紙を添付すること。)	(工事着手予定日)	平成 年 月 日
(注意)	(工事完了予定日)	平成 年 月 日

1. □欄には、該当箇所に「し」を添付すること。

2. 記名欄に代えて、書き添付することがある。

3. 届出書には、対象建設工事に係る建築許可の通知又は既成を示す明確な資料を添付すること。

※提出用番号 _____

(A4)

別表2

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類	☐ コンクリート ☐ コンクリート及び鉄筋から成る建設資材 ☐ アスファルト・コンクリート ☐ 木材	
建築物に関する調査の結果	建築物の状況 築年数 _____ 年、棟数 _____ 棟 その他() 周辺にある施設 ☐ 住宅 ☐ 商業施設 ☐ 学校 ☐ 病院 ☐ その他() 敷地境界との最短距離 約 _____ m その他()	
作業場所	建築物に関する調査の結果 作業場所 ☐ 十分 ☐ 不十分 その他()	工事着手前に実施する措置の内容
搬出経路	障害物 ☐ 有() ☐ 無 前面道路の幅員 約 _____ m 通学路 ☐ 有 ☐ 無 その他()	
特定建設資材への付着物（修繕・模様替工事のみ）	☐ 有() ☐ 無()	
その他		

工程ごとの作業内容	工程	造成等の工事	作業内容
①造成等	造成等の工事	☐ 有 ☐ 無	
②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事	☐ 有 ☐ 無	
③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事	☐ 有 ☐ 無	
④屋根	屋根の工事	☐ 有 ☐ 無	
⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事	☐ 有 ☐ 無	
⑥その他	その他の工事	☐ 有 ☐ 無	

種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分（注）
特定建設資材廃棄物の種類ごとの廃棄の量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び発生見込まれる建築物の部分	☐ コンクリート塊 ☐ アphalt・コンクリート塊	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥ ☐ ⑦ ☐ ⑧ ☐ ⑨ ☐ ⑩ ☐ ⑪ ☐ ⑫ ☐ ⑬ ☐ ⑭ ☐ ⑮ ☐ ⑯
建設発生木材		☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥ ☐ ⑦ ☐ ⑧

（注） ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他の工事

備考

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

別表1

(A.4)

建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

建築物の構造		□木造 □鉄骨鉄筋コンクリート造 □鉄部コンクリート造 □鉄骨造 □コンクリートブロック造 □その他() 築年数 _____ 年、棟数 _____ 棟	
建築物に関する調査の結果	周辺状況 □住宅 □商業施設 □学校 □病院 □その他() 敷地境界との最短距離 約 _____ m その他()		
建築物の状況	建築物に関する調査の結果 作業場所 □十分 □不十分 その他() 作業場所 □十分 □不十分 その他() 搬出経路 障害物 □有() □無 前面道路の幅員 約 _____ m 通学路 □有 □無 その他() 残存物品 □有() □無() 特定建設資材への付着物 □有() □無() その他		
工事着手前に実施する措置の内容			

工種	作業内容	分別解体等の方法
①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 作りの場合の理由()
②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 作りの場合の理由()
③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し □有 □無	□手作業・機械作業の併用 □手作業・機械作業の併用 □手作業・機械作業の併用 □手作業・機械作業の併用
④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 □手作業・機械作業の併用
⑤その他	その他の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序	①～⑤の順序 □上の工程における①～④の順序 □その他() その他の場合の理由() □この工程におけるおのおの別に異なる建造物の事前の取り外し □可 □不可 不可の場合の理由()	

工種ごとの作業内容及び解体方法	作業内容
①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し
②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し
③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し
④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し
⑤その他	その他の取り壊し

建設計画に用いられた建設資材の見込み	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分(注)
特定建設資材廃棄物の種類と量の見込み及びその発生が見込まれる建設資材の部分	□コンクリート塊	トン	□① □② □③ □④
	□ブロック・コンクリート塊	トン	□① □② □③ □④
	□建設発生木材	トン	□① □② □③ □④
		トン	□① □② □③ □④

(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他

□欄には、該当箇所「レ」を付すこと。

別表3

(A4)

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

分別解体等の計画等

①工作物の構造 （解体工事のみ）	☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ その他（ ）
②工事の種類	☐ 新築工事 ☐ 増付・修繕工事 ☐ 解体工事 ☐ 電気 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ 下水道 ☐ 鉄道 ☐ 電話 ☐ その他（ ）
使用する特定建設資材の種類 （新築・増付・修繕工事のみ）	☐ コンクリート ☐ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ☐ アスファルト・コンクリート ☐ 木材 築年数 _____ 年
③工作物に関する調査の結果	周辺の状況 周辺にある施設 ☐ 住宅 ☐ 商業施設 ☐ 学校 ☐ 病院 ☐ その他（ ） 敷地境界との最短距離 約 _____ m その他（ ）
④作業場所 その他（ ）	工作物に関する調査の結果 工事着手前に実施する措置の内容
⑤搬出道路 調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	障害物 ☐ 有（ ） ☐ 無 前面道路の幅員 約 _____ m 逆寄路 ☐ 有 ☐ 無 その他（ ） ☐ 有（ ） ☐ 有（ ） 特定建設資材への付着 工場のみの （ ） その他（ ）

⑥工程ごとの作業内容	分別解体等の方法 （解体工事のみ）
⑦仮設	仮設工事 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 手作業 ☐ 機械作業者の使用
⑧土工	土工事 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 手作業 ☐ 機械作業者の使用
⑨基礎	基礎工事 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 手作業 ☐ 機械作業者の使用
⑩本体構造物	本体構造物の工事 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 手作業 ☐ 機械作業者の使用
⑪本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 手作業 ☐ 機械作業者の使用
⑫その他（ ）	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 手作業 ☐ 機械作業者の使用
⑬工事の工程の順序 （解体工事のみ）	☐ 上の工程における⑨～⑭の順序 ☐ その他（ ） その他の場合の理由（ ）

⑭工作物に用いられる建設資材の量の見込み（解体工事のみ）	トンシ	⑮種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分（特）
⑯特定建設資材廃棄物の重量ごとの量の見込み（全工期）並びに特定建設資材が使用される工作物の部分（所定・増付・修繕工事のみ）及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分（増付・修繕・解体工事のみ）	トンシ	☐ コンクリート塊	トンシ	☐ ⑤ ☐ ⑥ ☐ ⑦ ☐ ⑧
⑰量	トンシ	☐ アスファルト・コンクリート塊	トンシ	☐ ⑨ ☐ ⑩ ☐ ⑪ ☐ ⑫ ☐ ⑬ ☐ ⑭
⑱建設発生木材	トンシ	☐ 建設発生木材	トンシ	☐ ⑮ ☐ ⑯ ☐ ⑰ ☐ ⑱
⑲（注） ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤おみね部 ⑥おみね部 ⑦おみね部 ⑧おみね部 ⑨おみね部 ⑩おみね部 ⑪おみね部 ⑫おみね部 ⑬おみね部 ⑭おみね部 ⑮おみね部 ⑯おみね部 ⑰おみね部 ⑱おみね部	トンシ	トンシ	トンシ	トンシ

□欄には、該当箇所「レ」を付すこと。

建設リサイクル法の 対象となる建設工事では 届出が必要です！

建設リサイクル法の対象となる工事は次のとおりです。

(1) 次の**特定建設資材**が使われている構造物で、

- ・コンクリート
- ・コンクリートと鉄から成る建設資材
- ・木材
- ・アスファルト・コンクリート

かつ

(2) 次の**規模以上の工事**

工事の種類	規模の基準	
建築物の解体工事	床面積の合計	80m ² 以上
建築物の新築・増築工事	床面積の合計	500m ² 以上
建築物の修繕・模様替等工事(リフォーム等)	請負金額	1億円以上
建築物以外の工作物の工事(土木工事等)	請負金額	500万円以上

発注者及び自主施工者に対して、
都道府県等への**届出が義務付け**られています。

工事に着手する7日前までに届け出る必要があります。

<問い合わせ先>

都道府県等の建設リサイクル法担当部局
国土交通省総合政策局建設業課(03-5253-8111(代))

建設リサイクル法の省令が 改正されました！

- ・平成22年4月1日から、
建設リサイクル法に基づく、工事着手
前に都道府県等に提出する届出書の
様式が変更になります。
- ・平成22年4月1日以降は、**新様式で
提出する必要があります。**
平成22年3月31日までは現在の様式での提出となります。
- ・平成22年4月1日以降は、建築物の
解体工事において内装材の取り外し
の際には、**内装材に木材がある場合
は次の順序で取り外す必要**があります。

(1) 木材と一体となった

石膏ボード等の建設資材(※)

(2) 木材

※木材が廃棄物となったものの分別の支障となるものに限る。

詳細は国土交通省リサイクルホームページをご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/recycle/index.html>